

(別記)

令和8年度土岐市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は、農用地の減少に加え、工業団地等の立地による雇用の増大から自給的農家の比率が約80%を占めており、これらの農家における水田の平均耕作面積は20a程度と零細なうえ、農地を資産として保有する傾向が強いため、生産性の高い農業の実現が困難になっている。近年、農業者の高齢化が顕著となっており、後継者難も深刻化しつつある中、不作付地の増加等が課題となっている。また、主食用米の需要が減少する中で、地域の資源である水田面積の維持を図っていくため、集落営農組織化を始め、地域の担い手への農地集積をさらに進めるとともに、新規需要米の導入を図り、転換作物の中心作物に位置付ける。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

<現状>

当地域は産地交付金を活用して、主食用米から飼料用米や野菜への作付転換を推進しており、水田フル活用による稲作農業者への経営安定化につなげている。しかし、中山間地域の水田が多く、農業者の高齢化や後継者不在などの問題があり、水田の転換がなかなか進まないのが現状である。

<取組み方針・目標>

こうした中、当地域の稲作農業者の経営安定の為、高収益が期待できる作物の導入により経営複合化の推進が必要であるが、転換作物を新たに導入するための支援体制の強化や機械化による安定生産・安定供給が課題となっている。また、農地集積が進めば中山間地域においては地場野菜の給食センターへの納入等、需要者への結びつきを推進し、所得向上につながる取組みを支援していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

<現状・課題>

当地域の水田面積は208ha（R5年度）であるが、その大半は中山間地域となっている。また、自己保全管理となっている不作付地は125ha（R5年度）となっており水田の6割以上を占めているが、現在も高齢化や後継者不在により増加傾向にある。

<取組み方針>

水田利用率を高め、不作付地の発生防止・解消をするため、地場野菜の作付等により、水田の利用を促進する必要がある。また高収益作物を新規に作付する農業者や、新規就農を目指す方の取組みを、他の支援策も併用しながら支援を進めていく。尚、利用状況については営農計画書に基づき確認をする。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、生産を行い、地域資源である水田の維持に努める。

（２）非主食用米

生産面積の維持・拡大にあたっては、国からの戦略作物助成や産地交付金を活用し、2026年度には、20a超の生産を目指す。

ア 飼料用米

イ 米粉用米

ウ 加工用米

エ WCS用稲

主食用米から非主食用米への作付を誘導するとともに、地域の水田農業の収益力向上を図るため、面積拡大を推進する

オ 酒造好適米、加工用米（酒用）

近年、酒造好適米の生産に取り組み始めた農業組合法人があるため、補助事業を活用し、作付面積の維持拡大を図る。

（３）大豆

大豆の作付を行う農家の収入を安定させるため、また、新たに大豆への転換を考える農家を支援するため、国からの戦略作物助成を活用し、作付面積の維持・拡大を図る。

（４）高収益作物

水稻からより高収入が見込める作物への転換を促す。高収益作物の項目は、「別紙１・２」と同じものとする。土岐市地域計画では、トマト、自然薯を地域の農業の将来の在り方に位置付けているため、特に振興する。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	85.59		77	80	
備蓄米					
飼料用米	0.68		0.2	0.55	
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稲					
加工用米			0.4		
麦					
大豆	0.3		0.2	0.4	
飼料作物	2.6		0	0	
・子実用とうもろこし					
そば					
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	27.8		22.8	40.5	
・野菜	24.5		19.5	35	
・花き・花木	0.8		1.2	1.5	
・果樹	2.5		2.1	4	
・その他の高収益作物					
その他					
畑地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(7年度)	(8年度)
1	土岐市農業再生協議会が認めた地域振興作物(トマト、自然薯)(基幹作)	地域振興作物助成	作付面積	-	70
2	土岐市農業再生協議会が認めた野菜(別紙1)(基幹作)	野菜等出荷取組助成	作付面積	-	58
2	大豆(基幹作)	野菜等出荷取組助成	作付面積	-	20
3	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲(基幹作)	新規需要米等の生産性向上の取組助成	作付面積	-	20

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:岐阜県

協議会名:土岐市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物助成	1	22,000	土岐市農業再生協議会が認めた地域振興作物(トマト、自然薯)	・対象作物の作付面積の合計が5a以上であること。 ・対象作物を出荷・販売すること
2	野菜等出荷取組助成	1	20,000	土岐市農業再生協議会が認めた野菜(別紙2)	・対象作物の作付面積の合計が5a以上であること。 ・対象作物を出荷・販売すること
2	野菜等出荷取組助成	1	18,000	大豆	・対象作物の作付面積の合計が5a以上であること。 ・対象作物を出荷・販売すること ・排水対策を実施すること
3	新規需要米等の生産性向上の取組助成	1	20,000	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲	・対象作物を合計10a以上利用集積して作付けすること。 ・対象作物を出荷・販売すること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

野菜への助成の対象作物について

対象作物は、下表のとおりとする。

別紙1

作物	野	菜
具 体 的 内 容	200 きゅうり	218 れんこん
	202 なす	219 しょうが
	203 ピーマン	220 えだまめ
	204 かぼちゃ	222 スイートコーン
	205 いちご	227 その他野菜
	208 キャベツ	223 じゃがいも
	209 カリフラワー	224 さつまいも
	210 はくさい	225 アスパラガス
	211 ほうれんそう	226 きのこと類
	212 ねぎ	230 かぶ
	213 たまねぎ	269 グリンピース
	214 レタス	270 ブロッコリー
	215 だいこん	272 にんにく
	216 にんじん	285 モロヘイヤ
	217 さといも	282 小松菜